

いじめ防止等のための基本方針

秋田県立矢島高等学校

1 目的 いじめ問題の克服

いじめは絶対に許されないという考えのもと、すべての生徒をいじめに向けさせない、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることの無いように、未然防止と早期発見に努め、すべての教育活動において健全な心身の発達を促し、地域・家庭と連携を取り、互いの人権を尊重しあい良好な人間関係を築ける人材を育成する。

いじめとは

いじめ防止対策推進法第2条 一部抜粋

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

2 方針

(1) いじめを予防するための日常的取組

①役割分担の均等化

清掃当番やゴミ捨て当番、部活動の鍵当番など、生徒同士が優劣の関係を作ることの無いように職員が役割の均等化を図る。

②自己有用感や自己肯定感を育む取組

授業や行事、ホームルーム活動など機会をみて生徒を認め褒める声かけを多くする。また、協力する機会を見つけたり設けたりして、生徒同士が協力し合えるように促す。

(2) いじめ防止のための指導

①いじめ防止

何かをされた生徒が「笑っていたから大丈夫だと思った」ということがないように、自分の身に置き換えて考えてみるように全校集会やホームルームで指導する。

②インターネットの指導

第三者がわかりにくいインターネット上の掲示板などへの書き込みがいじめにつながることを理解させる。

③いじめ防止の学び

ホームルームで具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、また、いじめに発展しないようにするにはどうしたらよいか等を考えさせる。

(3) 家庭との協力

①家庭での指導

家庭に「いじめのサイン」を配布し、生徒の変化に注意してもらうとともに、家庭でもいじめが絶対に許されない行為であることや傍観者とならないことを指導してもらう。

(4) いじめの早期発見

①年間3回の面接旬間

4月、7月、12月に面接旬間を設け、生徒の悩みや相談を受け、生徒やクラスの様子や、その変化を把握する。

②年間3回の学校生活に関する意識調査

いじめの早期発見や教室環境の実態把握のためのアンケートを期末考査、学年末考査の最終日に実施する。

(5) いじめ発生時の対応

①情報の提供

本人や保護者からの申し出や、周囲の生徒から「いじめではないか」との相談や訴えは真摯に傾聴し即時対応する。その際、知らせてきた生徒の安全を確保するように配慮する。

②画像の保存

インターネット上の掲示板等への誹謗中傷の書き込みは、傍観したり放置したりすることのないように、画像の保存をすることを指導する。

③実態の把握

被害生徒、その保護者から話を聞き、被害の内容や状況などを把握する。関係生徒からも速やかに事情を聞き取る。

④事実の確認

把握した実態について、加害生徒、その保護者に確認してもらいながら事実の確認をする。

⑤いじめの認知

関係職員等でいじめ事実の確認を行う。

(6) いじめ発生後のケア

①加害生徒の改善指導

卒業までを目処として事後指導を行う。いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し、学校での指導だけでなく、家庭の協力も仰ぎながら改善をさせる。

②環境の改善

いじめが発生した集団に対して自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた生徒の立場に立って相手の苦痛を共感させ行動の変容につなげる。

③学校全体への働きかけ

いじめが認知されたとき、当該の生徒、クラスだけの問題とせず、学校全体の問題として捉える。

(7) いじめ発生時の関係機関との連携

①重大事態

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときや生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

(8) 特別な支援の必要な生徒に関わる事案

①関係機関との連携

児童相談所や警察、中央教育事務所由利出張所、ゆり支援学校などと連絡を取り、情報の共有や助言、援助をもらう。

(9) 教職員同士の取り組み

①情報の共有

職員会議等で資料提示をするほか、授業での様子など積極的に情報交換する。

3 組織

(1) 校内組織

①いじめ対策

校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、(スクールカウンセラー)とする。

②特別支援

校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、教育相談委員会、特別支援委員会、特別支援教育コーディネイター、(スクールカウンセラー)とする。

(2) 重大事態発生時

重大事態とは いじめ防止対策推進法第28条第1項 一部抜粋

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合には迅速に調査する。

①人権保護

いじめを受けた生徒を守ることを最優先とする。

②説明責任の実行

いじめを受けた生徒とその保護者に情報を提供をするとともに、全校保護者への説明を行う。

③マスコミ対応

教頭を窓口とする。